あおば事務所のお知らせコーナー　臨時発行　平成 27 年 12 月

1. 冬の賞与の支払いがありましたら、ご連絡ください。

※社会保険に加入している事業所様が対象です。

①各人ごとの支給額
②支給日
ファックスまたは、メールにてあおば事務所までご連絡ください。
支給が無い場合も届け出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

2. 賞与から社会保険料、雇用保険料を控除してください。

控除する保険料額は、毎月の給与から控除する額とは異なります。
賞与の保険料額の計算方法は以下のとおりです。

① 健康保険、介護保険、厚生年金の保険料額の算出方法
各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）から
1,000 円未満の端数を切り捨てた額に保険料率(H.27.12 現在）を乗じた額

- **健康保険⇒　4.965%（埼玉）4.985%(東京)**
- **介護保険⇒　0.79%（40 歳以上 65 歳未満の方）**
- **厚生年金⇒　8.914%**

※料率は協会けんぽのもので健康保険組合等は上記と違うことがあります。
例）賞与額　108,800 円の場合

健康保険料（埼玉）	108,000 円×4.965%＝5,362 円
介護保険料（40 歳～64 歳の方のみ）	108,000 円×0.79%＝853 円
厚生年金保険料	108,000 円×8.914%＝9,627 円

② 雇用保険の保険料額の算出方法
各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）に保険料率を乗じた額

- **雇用保険⇒　0.5%(建設業は 0.6%)**

例）賞与額　108,800 円の場合

雇用保険料（建設業以外）	108,800 円×0.5%＝544 円

・何かご不明な点がございましたら、あおば事務所までお問い合わせください。

社会保険労務士法人 あおば労務経営事務所
TEL 048-592-0475　FAX 048-592-0590
E-mail mado@aobaroumuoffice.com